

こども未来館等  
指定管理者募集要項

令和3年7月

豊橋市こども未来部こども未来館

〔目次〕

- 1 趣旨
- 2 施設の概要
- 3 指定管理者の指定期間
- 4 指定管理者の指定
- 5 協定書の締結
- 6 指定管理者が行う業務
- 7 指定管理料
- 8 物品の帰属
- 9 施設運営に係る収入
- 10 公租公課について
- 11 指定管理業務の基準
- 12 応募資格等
- 13 選定方法及び選定スケジュール
- 14 応募書類
- 15 応募の手続き
- 16 問い合わせ先

## 1 趣旨

こども未来館及び豊橋市交通児童館（以下「こども未来館等」という。）の指定管理者を募集します。

こども未来館は、子どもを中心として様々な世代の人々がふれあう場及び機会を提供し、もって子どもの健やかな成長及び市民の交流に資するための施設です。また、豊橋市交通児童館は、児童に健全な遊び場を与えて、その健康を増進し、情操をゆたかにするとともに交通安全能力の開発に寄与するための施設です。

今回の募集にあたっては、選定された指定管理者の経営手法や人材、技術力等を活用し、安全・安心な施設運営のもと、施設の特徴、形態、一括公募の利点等を活かした一層の効率化や効果的な事業展開など、多様化する市民ニーズに対応した創意工夫のある提案を募集します。

## 2 施設の概要

### ○こども未来館

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 施設名称 | こども未来館  |
| (2) 所在地  | 豊橋市松葉町三丁目1番地  |
| (3) 施設概要 |   |
| ① 敷地面積   | 11,853.09㎡  |
| ② 延床面積   | 7,214.72㎡   |
| ③ 開設     | 平成20年7月   |
| ④ 施設構造   | 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上2階建地下1階建                                  |
| ⑤ 施設目的   | 子どもを中心として様々な世代の人々がふれあう場及び機会を提供し、もって子どもの健やかな成長及び市民の交流に資する。 |

### ⑥ 主な施設内容

- |  |
|--|
| <p>○子育てプラザ<br/>妊娠・出産・子育て総合相談窓口、わんぱく遊戯室、はいはいコーナー、おもちゃコーナー、絵本コーナー、情報コーナー、多目的室、託児室、授乳室、おひさまのへや</p> <p>○体験・発見プラザ<br/>まち空間（ドリームタウン、キッズパーク、とよはし100年歴史通り）、まちづくりセンター（図書コーナー、アーカイブスコーナー、活動室）、ものづくり工房、キッチン工房、メディア工房</p> <p>○集いプラザ<br/>ここにご広場、ギャラリーストリート、企画展示室、スタジオ、研修室、休憩スペース、芝生広場、憩いの庭園</p> |
|--|

- (4) 開館時間 子育てプラザ 午前 9 時 30 分～午後 5 時まで  
 体験・発見プラザ 午前 9 時 30 分～午後 5 時まで  
 集いプラザ 午前 9 時 30 分～午後 9 時まで
- (5) 休館日 ①1月 5 日から 12 月 28 日までの水曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日  
 ②1 月 1 日及び 12 月 29 日から同月 31 日まで

【特記事項】

- ・指定管理期間中に休館（一部休館）を伴う改修工事を計画しており、詳細は別途協議とする。

○豊橋市交通児童館

- (1) 施設名称 豊橋市交通児童館 向山交通児童遊園
- (2) 所在地 豊橋市向山町字池下 3 5 番地
- (3) 施設概要
- ① 敷地面積 7, 4 1 4 . 5 0 m<sup>2</sup>
- ② 延床面積 9 4 8 . 6 1 m<sup>2</sup>  
 (内訳：児童館 8 3 7 . 1 9 m<sup>2</sup>、倉庫 7 3 . 6 2 m<sup>2</sup>、  
 自転車置場 3 7 . 8 0 m<sup>2</sup>)
- ③ 開 設 昭和 4 4 年 5 月 (平成 3 ~ 4 年度に全面改築済)
- ④ 施設構造 児童館：鉄筋コンクリート造 2 階建  
 倉庫、自転車置場：軽量鉄骨造 平屋建
- ⑤ 施設目的 児童に健全な遊び場を与えて、その健康を増進し、情操をゆたかにするとともに交通安全能力の開発に寄与する。
- ⑥ 主な施設内容

- 児童館  
 プレイルーム、コミュニケーションルーム、ワークショップルーム、  
 事務室、医務・休憩室、遊戯室、図書室
- 向山交通児童遊園  
 箱形ブランコ 1 基、滑り台 2 基、ブランコ 1 基、ジャングルジム 1 基  
 総合遊具 2 基、その他遊具 4 基

- (4) 開館時間 午前 9 時～午後 5 時まで
- (5) 休館日 ①月曜日 (祝日法に定める休日に当たる場合は、以後の

最初の休日でない日)  
②年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

【特記事項】

- ・つどいの広場事業を実施すること。
- ・令和4年度末まで、図書室を放課後児童クラブとして定期的な使用を予定している。
- ・指定管理期間中に休館（一部休館）を伴う改修工事を計画しており、詳細は別途協議とする。

3 指定管理者の指定期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）

4 指定管理者の指定

令和3年12月市議会での議決を経た後、市長が指定管理者として指定します。

5 協定書の締結

指定管理者の指定終了後、募集要項、仕様書の中で協議事項としている項目等について協議の上、協定を締結します。

なお、本業務は豊橋市公契約条例（平成27年豊橋市条例第43号）第2条第2号に規定する特定公契約の対象となり、上記協定には同条例第6条から第12条に掲げる事項を定めます。

6 指定管理者が行う業務

○こども未来館

- ①体験・発見プラザの運営業務
- ②集いプラザの運営業務
- ③施設の利用承認等業務
- ④案内・広報業務
- ⑤施設の維持管理業務（子育てプラザの施設維持管理業務を含む）
- ⑥その他市長が必要と認める業務

○豊橋市交通児童館

- ①事業の企画運営業務
- ②施設の運営業務
- ③施設の維持管理業務
- ④その他市長が必要と認める業務

7 指定管理料

市は、指定管理者の業務を実施するために必要な経費として、選定された指定管理者が事業計画書に基づき提示した金額を参考に、指定管理者と協議を行い、協定の中で指定管理料の額を定めます。

(1) 指定管理料の上限額

指定管理料の上限額は次のとおりです。応募者はこの金額の範囲内で提案してください。

655,700,000円（消費税及び地方消費税等を含む）

(2) 指定管理料の支払い

経費については、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、分割（4半期毎を予定）で支払うものとします。なお、支払い時期や方法は協定にて定めることとします。

(3) 指定管理料に含まれるもの

指定管理料には次のものを含む。

①人件費

②事業費（施設毎に仕様書にて定める施設運営に係る経費）

③管理費（施設毎に仕様書にて定める維持管理に係る経費）

④事務費（事務用品等施設の管理運営に係る事務に要する経費）

(4) 管理口座・区分経理

経費及び収入は、指定管理者の団体自体の口座とは別の口座で管理してください。また、指定管理業務に係る経理を行うにあたり、団体自身とは独立した経理を行ってください。

(5) 修繕等の取扱い

修繕及び工事は市の指示又は指定管理者の判断により、指定管理料及び利用料金収入の範囲内で指定管理者の負担において行ってください。。ただし、こども未来館については工事及び一件50万円(消費税抜き)を超える修繕、交通児童館については工事及び一件15万円(消費税抜き)を超える修繕については、市の業務とします。また、修繕を行った場合には、修繕についての日時、内容、金額について書面にて報告してください。

ただし、市に報告する暇がない緊急を要する場合はこれによらず修繕等を実施することができます。この場合、事後に報告をしてください。

(6) 備品等の取扱い

現在使用している設備、備品等については貸出備品等として無料で現状のまま引き続き使用することができます。貸出備品等が破損等により修理不可能な場合は、指定管理料の中で代替品を購入してください。

## 8 物品の帰属

指定管理料及び利用料金収入により購入した物品については、市に帰属するものとします。

## 9 施設運営に係る収入

### ○こども未来館：利用料金制を採用する施設

- (1) 利用料金は、指定管理者の収入となります。また、指定管理者が自主的にサービスを提供する場合は、参加費等の利用に係る必要な料金についても指定管理者の収入となります。
- (2) 利用料金の額は、条例に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めます。また、指定管理者が自主的にサービスを提供する場合の利用に係る必要な料金についても、市長の承認が必要です。
- (3) 利用料金の減免は、市長が定める基準に基づき指定管理者が行います。減免に対する市からの補填はありません。また、收受した利用料金の還付についても、指定管理者が行います。

### ○豊橋市交通児童館：利用料金制を採用しない施設

施設使用料、施設の目的外使用料（光熱水費も含む）及び公衆電話使用料など施設運営に係るものについては、市の収入とします。ただし、指定管理者が自主的にサービスを提供する場合は、参加費等の利用に係る必要な料金を自らの収入とすることができます。利用に係る必要な料金は、指定管理者が市長の承認を得て定めます。

## 10 公租公課について

指定管理者は、事業を行う者にかかる事業所税が課税されることがあります。課税・非課税は応募時の収支計画で判断することになりますので、詳細は豊橋市役所市民税課にお問合せください。

なお、消費税等の国税については税務署、県税については県税事務所へお問合せください。

※交通児童館は、第二種社会福祉事業に該当するため、人件費に係る消費税及び地方消費税は非課税となります。

## 11 指定管理業務の基準

### (1) 指定管理業務の一括委託の禁止

指定管理業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、その業務の一部について、事前に市長の承認を得て委託し、又は請け負わせることができます。

### (2) 関係法令及び条例の遵守

指定管理業務の遂行にあたっては、以下の関係する法令及び条例を遵守しなければなりません。

- ① 地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法規
- ② 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- ③ 児童福祉法、同法施行令、同法施行規則、厚生労働省令及び同通知ほか児童福祉関連法規
- ④ こども未来館条例及び同条例施行規則、豊橋市交通児童館の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則
- ⑤ 豊橋市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例
- ⑥ 豊橋市行政手続条例及び同条例施行規則
- ⑦ 豊橋市情報公開条例及び同条例施行規則
- ⑧ 豊橋市個人情報保護条例
- ⑨ 豊橋市公契約条例及び同条例施行規則
- ⑩ その他管理運営を行うにあたり必要な法令

### (3) 個人情報保護

個人情報を取り扱う場合は、豊橋市個人情報保護条例（平成 17 年豊橋市条例第 1 号）に基づき、個人情報の取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、同条例を参考に個人情報を保護するために必要な内部規程やチェック体制を構築するなどの措置を講じてください。

なお、個人情報の漏えい等の行為には、豊橋市個人情報保護条例に基づく罰則が適用される場合があります。

### (4) 守秘義務

指定管理業務の遂行にあたり、知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはなりません。指定期間終了後及び指定解除後も同様とします。

### (5) 環境への配慮

指定管理業務の遂行にあたっては、とよはしエコマネジメントシステム（以下、T-EMS）の取組みに基づき、次のような環境への配慮に留意してください。

- ① 環境に配慮した商品・サービスの購入（グリーン購入）を推進すること。
- ② 廃棄物の発生抑制に取り組むこと。
- ③ 電気・天然ガス・ガソリン等のエネルギー使用量の節減及び水道使用量・用紙購入量節減に向けた T-EMS の目的目標により取組みを推進すること。

### (6) 市等が実施する事業への協力

市や公共的団体の申込みの優先受付けなど、市等が実施する事業への支援・協力を積極的に行ってください。また、施設の利用料金の減免等について



て市の指示がある場合はこれに従ってください。

(7) 保険加入業務

施設利用者の事故等に対応するため、施設賠償責任保険（賠償金についての補償）に加入してください。

(8) リスクへの対応

指定期間中、主なリスクについては、以下の負担区分を基本として対応します。

区分	リスクの種類	内容	指定管理者	豊橋市
共通	法令等変更	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす市の条例等方針の変更によるコスト変動		○
		指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法制度等の変更によるコスト変動	協議事項	
	第三者賠償	本業務を原因とする公害、生活環境の阻害等による場合	○	
		建物・設備の瑕疵に起因するもの		○
		施設の運営管理の過失に伴うもの	○	
	物価	指定後のインフレ・デフレ	協議事項	
	金利	金利の変動	協議事項	
不可抗力	自然災害		○	
施設及び設備管理	保守点検	市の理由による業務内容等の変更による保守点検費用の増大		○
		指定管理者の責による保守点検費用の増大	○	
		保守点検の不備による機器等の不調、器具・備品の破損	○	
		指定管理者の責による施設維持管理上の事故、怪我の発生及び拡大	○	
		セキュリティの不備による事故・火災の発生	○	
施設運営	来場者の受付、案内	来場者の誘導の不手際による事故、怪我	○	
	傷病人への対応業務	対応の不手際による症状の悪化	○	
	その他	指定管理者の責による来場者からのクレーム	○	

(9) 事業報告書等の提出

- ① 別に定めるこども未来館等の管理に関する協定書（以下、「協定書」という。）の規定により、業務の実施状況、施設の利用状況、経費等の収

支状況等に関する業務報告書（月報）、事業計画書及び事業報告書を作成し、協定書に定める日までに市に提出してください。

- ②市は、提出された事業報告書の内容を確認し、その内容が事業計画書の趣旨・内容から逸脱したものであった場合、若しくは協定書に違反するものであった場合は、指定を取り消し、若しくは業務の一部又は全部を停止させることができます。

(10) 管理運営状況に関するモニタリング

指定管理者により、施設が適正に運営されているかどうかを確認するため、市は定期的及び随時にモニタリングを実施します。指定管理者の運営状況が適正でないと認められる場合は、市は指定管理者に対して指導を行います。

なお、随時モニタリングでは、毎年度の事業報告に合わせ、決算書等を提出してもらい、指定管理者の財務状況の健全性も確認します。

(11) その他

- ① 指定管理者は、自己の負担で、円滑かつ支障なく管理運営業務を遂行できるように、前指定管理者及び市と指定期間開始前において引継ぎなど事前準備を行ってください。
- ② 指定管理者は、自己の負担で、指定期間に予定されている施設利用者との打ち合わせ等、指定期間開始前において事前準備を行ってください。
- ③ 指定管理者は、その指定期間終了までに自己の負担で、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営業務を遂行できるように、引継ぎを行ってください。
- ④ 公の施設として、公平な運営を行ってください。
- ⑤ 利用者のニーズを的確に捉え、利用者の満足度を高めてください。
- ⑥ 予算の執行に当たっては、事業計画書、収支予算書に基づき適正かつ効率的な管理運営を行ってください。
- ⑦ 互いの施設において適切に連携し、相互の施設の魅力や利用者サービスの向上、経費削減等に繋がる施設運営を図ってください。
- ⑧ 事件、事故、災害等緊急時には、速やかに現場に赴き、適切な対応を取ってください。
- ⑨ 施設の管理運営に当たっては、市の指示、指導に従ってください。

1.2 応募資格等

(1) 応募資格

指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人、法人以外の団体（個人での応募はできません。）とします。また、職員は、その業務内容に応じ必要な知識及び技能を有する者とし、業務実施にあたり法令等により資格を必要とする場合は、有資格者を選任しなければなりません。

※こども未来館、交通児童館とも仕様書に記載する条件を有する者を雇用することを条件とします。（再委託は認めません。）

(2) 複数の団体より構成されるグループ（以下「グループ応募」という。）による応募について

単独の団体で、指定管理者が行う業務を自ら担えない場合、これらを担える団体とグループ応募してください。その場合には、代表団体を定めてください。

応募書類提出後のグループ構成員の変更については、原則として認めません。ただし、市がやむを得ないと判断した場合は、代表団体を除き認める場合があります。

(3) 応募者の制限

次のいずれかに該当する場合、応募者になることはできません。また、グループ応募についても、応募者の制限はそれぞれの構成団体に適用されます。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する団体
- ② 国税（法人税、消費税及び地方消費税）・県税（法人県民税、法人事業税）・市税（法人市民税）等を滞納している団体
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等による手続きを開始している団体
- ④ 以下に該当する団体
  - ア 役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる団体
  - イ 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している団体
  - ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている団体
  - エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体
  - オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体
  - カ 役員等又は使用人が、ア～オのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている団体

■上記の④に掲げるものについては、「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、申請団体が該当するかどうかを豊橋警察署長に照会しますので、申請にあたってはあらかじめご了承ください。
- ⑤ 本市から指名停止を受けている団体
- ⑥ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、本市又は他の地方公共団

体から指定管理者の指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しない団体

### 1.3 選定方法及び選定スケジュール

#### (1) 選定方法

指定管理者の選定は、書類審査及び面接審査により行い、審査にあたっては、選定委員会を設置し、同委員会の審査による選定を受け、決定します。

なお、面接審査の日時等の詳細は、別途通知します。

#### (2) 予定審査項目と配点

審 査 項 目	配 点
(A) 管理運営に当たっての基本方針 ①管理運営の基本方針について <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の設置目的と合致しているか</li> <li>・施設の特性や業務内容を理解しているか</li> <li>・平等な利用への配慮がなされているか</li> <li>・市の事業に対する協力体制を構築しているか</li> <li>・市民協働の視点を取り入れているか</li> </ul> ②成果目標と自己評価について <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設運営の目標が適切に設定されているか</li> <li>・自己評価の体制、基準が確立されているか</li> </ul> ③企業（団体）の社会的責任について <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業（団体）倫理、法令遵守、環境管理への対応は適切か</li> </ul>	25 点
(B) 管理運営に関する具体的事項 ①施設の設置目的を最大限に発揮する管理運営業務の提案について（自主事業を含む） <ul style="list-style-type: none"> <li>・魅力ある施設運営を実現するもので、かつ効率的なものになっているか</li> <li>・多様な利用者に配慮した事業提案となっているか</li> <li>・新規性や創造性のある事業提案となっているか</li> <li>・子育て支援に配慮した事業提案となっているか</li> <li>・ボランティアや地域の企業団体等と連携した事業提案となっているか。</li> <li>・まちなか活性化につながる事業提案となっているか</li> <li>・東三河を中心とした広域連携に配慮した事業提案となっているか</li> <li>・提案内容が業務量や質的に適正な内容となっているか</li> <li>・施設の一括管理による相乗効果が期待される事業提案となっ</li> </ul>	45 点

<p>ているか</p> <p>②利用者サービスの向上に関する提案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の満足度向上につながる方策が図られているか</li> <li>・利用促進に関し具体的方策がとられているか</li> <li>・料金の設定が施設の利用を促進させるものとなっているか</li> </ul> <p>③人員体制、責任体制及び人材育成について(様式第4 に記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な指揮命令系統になっており、責任体制が明確となっているか</li> <li>・安定的かつ継続的に雇用する人員を配置しているか。</li> <li>・適切かつ安全に管理運営できる人員配置となっているか</li> <li>・人材育成方針・研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか</li> </ul> <p>④施設の維持管理についての方針・提案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な維持管理を実施することができるか</li> <li>・業務の再委託における市内業者優先、地元の雇用確保の促進など地域経済の活性化方策が図られているか</li> </ul> <p>⑤危機管理対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全確保策、事故防止策、個人情報保護策などの体制、教育は適切か</li> </ul>	
<p>(C)施設経営に関する事項</p> <p>①コストの縮減を図るうえでの方針・提案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか</li> <li>・市費負担軽減につながっているか</li> <li>・施設の一括管理によるコスト削減の取組が図られているか</li> </ul>	15 点
<p>(D)団体の実績及び能力</p> <p>①組織の基盤、経営状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の管理運営及び自主事業を行うための組織の規模・財政的基盤を有しているか</li> </ul> <p>②類似業務の運営実績など(様式第6 に記載)</p>	15 点

(3) 選定結果

応募された団体に、令和3年10月下旬を目処に文書で選定結果を通知します。

(4) 選定スケジュール

- |           |                       |
|-----------|-----------------------|
| ① 申請書等の配布 | 令和3年7月16日(金)～7月31日(土) |
| ② 説明会の開催  | 令和3年8月6日(金)           |

- |                |                      |
|----------------|----------------------|
| ③ 質問の受付        | 令和3年8月6日(金)～8月17日(火) |
| ④ 質問の回答日       | 令和3年8月31日(火)         |
| ⑤ 申請書の受付       | 令和3年9月3日(金)～9月10日(金) |
| ⑥ 書類審査及び面接審査   | 令和3年9月中旬～10月         |
| ⑦ 指定管理者の選定結果通知 | 令和3年10月下旬            |
| ⑧ 指定管理者の指定     | 令和3年12月(12月議会議決後)    |

※説明会について

令和3年8月6日(金)に説明会を開催します。参加を希望される団体は、8月2日(月)午後5時45分までに「説明会の参加申込書」(様式第8)をFAXまたは電子メールにより提出してください。申請を予定している団体は、必ず参加してください。

FAX 0532-21-5529

E-mail coconico@city.toyohashi.lg.jp

ア) 開催日時：令和3年8月6日(金) 午後1時30分

イ) 開催場所：豊橋市向山大池町20-1

豊橋市文化会館2階 第3会議室

ウ) 説明会に参加される方は、2名までとさせていただきます。

エ) 説明会後に現地説明会も開催します。希望の方はご参加ください。

※質問の受付について

申請に当たって質問のある場合は、令和3年8月6日(金)～8月17日(火)午後5時まで受け付けます。「質問書」(様式第9)に記入の上、FAXまたは電子メールにより提出してください。

FAX 0532-21-5529

E-mail coconico@city.toyohashi.lg.jp

※質問の回答日

令和3年8月31日(火)にメールにて回答します。

※提出書類について

書類はすべてA4サイズで統一してください。

#### 1.4 応募書類

- (1) 指定管理者指定申請書(様式第1、様式第1の2)
- (2) 事業計画書(様式第2)
- (3) 指定期間内の各年度及び合計の管理に係る収支予算書(様式第3)
- (4) 収支予算書の人件費に関する確認書(様式第3-2)
- (5) 利用料金についての提案【利用料金制を採用する施設】(様式第3-3)
- (6) 施設運営の体制づくりについて(様式第4)
- (7) グループ応募の場合における各団体の役割、責任分担(様式第5)
- (8) 類似施設の運営実績(様式第6)

(9) 役員等名簿及び照会承諾書（様式第 6-2）

役員等名簿については、電子データも提出してください。

(10) 団体に関する書類

- ① 団体概要（設立趣旨、事業内容、役員名簿、事業規模(予算、人員)等）
- ② 定款又は寄付行為、規約その他これらに類する書類
- ③ 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び前年度の事業報告書
- ④ 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書、国税（法人税、消費税及び地方消費税）・県税（法人県民税、法人事業税）・市税（法人市民税、固定資産税、事業所税）に係る納税証明書、過去 3 年間の貸借対照表、過去 3 年間の損益計算書、銀行残高・借入証明書、法人税申告書等の写し[税務署に提出した書類及び添付書類{経費内訳書、科目明細（売掛金、未払金等）}の写し]
- ⑤ 法人以外の団体にあつては、申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び過去 3 年間の収支決算書、過去 3 年間の貸借対照表、過去 3 年間の財産目録、銀行残高・借入証明書、法人税申告書等の写し
- ⑥ 過去 3 年間のキャッシュ・フロー計算書又はそれに準じた計算書
- ⑦ その他市長が必要と認めた書類

(11) 提出部数

正本 1 部と、各写し 10 部及び電子データ（市の定めた様式については MS-Word2007 形式、その他の資料については AdobePDF 形式で共に DVD に格納）を同時に提出してください。

## 1 5 応募の手続き

(1) 募集要項等の配布

① 配布期間

令和 3 年 7 月 2 日(金)～7 月 31(土)

配布は、午前 9 時 30 分から午後 5 時 00 分まで。ただし、水曜日を除きます。

② 配布場所

豊橋市松葉町三丁目 1 番地

豊橋市こども未来部こども未来館 指定管理者公募担当（1 階子育てプラザ内）

(2) 応募書類の提出期間及び提出先

① 提出期間

令和 3 年 9 月 3 日(金)～9 月 10 日(金)

受付は、午前 9 時 30 分から午後 5 時 00 分まで。ただし、水曜日を除きます。持参又は郵送（必着）にて。

※必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。なお、指定管理者の指定の告示後、返却の申出があれば指定管理者となった団体以外の応募書類については、返却します。

② 提出場所

〒440-0897 豊橋市松葉町三丁目1番地

豊橋市こども未来部こども未来館1階子育てプラザ内 指定管理者公募担当

(3) 応募の辞退

応募書類を提出した後、辞退するときは、辞退届（様式第7）を提出してください。なお、その提出は選定委員会の開催5日前までとします。

(4) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

(5) 応募書類の情報公開

応募書類については、豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となり、情報公開請求があれば当該条例に基づいて公開・非公開が判断されます。

1.6 問い合わせ先

〒440-0897 豊橋市松葉町三丁目1番地

豊橋市こども未来部こども未来館（指定管理者公募担当）

電話 0532-21-5526